

第6章 環境を守り育てるための共通的・ 基盤的な施策の推進

第1節 環境と調和のとれた土地利用の推進

◎ 現況と課題

24年現在の本県の土地利用の状況は、森林が30.7%、農用地24.8%、宅地15.9%、その他28.6%となっており、全国平均と比較すると、農用地、宅地の割合が、それぞれ約2倍、約3倍と高い反面、森林の割合は2分の1以下と少なくなっています。

宅地等の都市的土地利用の多くは、高度経済成長期以降の沿岸の埋立や、森林、農用地等の自然的土地利用からの転換によるものですが、本県の土地利用は、首都圏の他の都県と比較すると自然的土地利用の割合が大きくなっており、多種多様な生物を育む自然環境や美しい景観も多く残されています。

高度成長期やバブル景気時に比べると、近年は、森林・農用地から宅地等への土地利用の転換は減少してきており、人口増加から人口減少への時代転換を踏まえると、今後もこの傾向は続いていくと思われまます。

しかしながら、経済のグローバル化、産業構造の変化や高齢化の進展といった経済社会状況の変化に伴い、耕作放棄地の拡大や荒廃した森林の増加、中心市街地の空洞化等、有効な利活用がされていない土地が増加しています。

また、開発等により生じた自然環境の減少・劣化、産業廃棄物の不法投棄、建設発生土の不適正な埋立て、山砂採取跡地における自然環境・景観の悪化等、環境保全上、解決しなければならない課題も数多く生じています。

県土は、限られた資源であり、本県の持つ豊かな環境や美しい景観を将来にわたって県民が享受できるようにしていかなければなりません。

このためには、健全な自然の物質循環を維持するとともに、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全、良好な景観の保全など多面的な機能を有する自然との共生を図るため、農用地・森林等の保全・再生に取り組み、集約型都市構造への転換を図るなど、地域が個性や特色を活かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土の利用を進めていくことが必要です。

◎ 県の施策展開

1. 土地の利用目的に応じた環境配慮の実現

(1) 農用地

- ・農用地は、食料生産の場であるとともに、自然環境の保全や県土の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能を果たしており、これらの機能が持続して発揮できるよう、農業の担い手の確保や農業経営基盤の強化を図り、農地の保全や有効利用、耕作放棄地の発生防止に努めます。
- ・市民農園、棚田の保存等、県民・市民活動団体等の多様な主体による農用地の保全・利活用の取組を促進します。
- ・市街化区域内の農地は、新鮮な農作物を供給するとともに、緑地、防災空間、

レクリエーションの場、農業体験学習の場としても貴重な場であり、生産緑地の保全や市民農園の整備・利用を促進するとともに、都市農業に対する県民理解を醸成し、良好な都市環境に資する空間として有効利用を図ります。

- ・農薬・化学肥料の使用を減らした環境への負荷の少ない「ちばエコ農産物」に代表される安全・安心な農林水産物の生産・供給の拡大を図ります。

(2) 森林

- ・森林は、生物多様性の保全、地球温暖化の緩和、県土の保全、水源のかん養、レクリエーションの場の提供、良好な景観の形成、木材の生産等の多面的機能を果たしており、県民が共有する豊かな財産として次代に引き継ぐため、森林組合等の林業事業体等による森林整備への支援強化や県有林の整備を推進します。
- ・森林・林業の再生を実現するため、地域において、将来の森林のあり方を見据えて森林づくりに取り組む人材の確保・育成や県産木材の利用を促進します。
- ・生物多様性の保全、教育や健康、レクリエーション等の森林の持つ多様な機能に応じた森林の利活用を促進します。
- ・里山の保全・整備・活用を推進するため、土地所有者をはじめ、県民、市民活動団体、事業者、市町村等の多様な主体と連携した取組を進めます。

(3) 原野

- ・植物の自生地、野生動物の生息地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、その保全を図ります。

(4) 水面・河川・水路

- ・水面（湖沼・ダム・ため池）が持つ、水資源の確保、自然環境の保全、レクリエーションの場等の多面的な機能の維持・向上に努めます。
- ・印旛沼・手賀沼については、県民、市民活動団体、事業者、県、市町村が連携して、水質の浄化、健全な水循環の回復を図ります。
- ・河川の整備に当たっては、生物の生息環境や周辺の自然環境に十分配慮しながら、親水性に富んだ施設の整備に努めます。
- ・水路（農業用水路・排水路）については、親水・防災等の様々な機能や自然環境・生物多様性の保全等に配慮した整備を推進します。

(5) 道路

- ・一般道路の整備に当たっては、安全性、快適性ととともに、環境の保全や良好な景観の形成に十分配慮します。
- ・農道、林道の整備に当たっては、農山村の生活環境の向上とともに、自然環境の保全に十分配慮します。

(6) 宅地

- ・無秩序な開発を防止し、安全でゆとりある良好な居住環境の確保に配慮しながら、宅地需要に応じた適正な規模の住宅地の供給を図ります。
- ・環境共生住宅の普及促進や住宅の長寿命化等により、良好な住宅ストックの形成を図ります。
- ・市町村と協力して、都市計画、開発許可、緑地協定等の各種制度の活用を図り、オープンスペースを確保する等、良好な居住環境を備えた市街地の形成を促進します。
- ・市街化調整区域の大規模住宅開発については、抑制していくことを基本とします。
- ・工業用地については、地域の特性に応じて景観・環境の保全等に配慮した整備、分譲、工場跡地の有効利用等を図ります。

(7) その他の土地利用

- ・公園緑地については、都市公園の整備を推進します。また、市町村との連携による緑化地域制度や緑地協定制度の活用を図るとともに、土地の確保の困難な都市空間で屋上・壁面緑化に向けた支援の検討を行うなど、市街地の緑の保全・創出を図ります。
- ・レクリエーション施設は、森林等の自然的土地利用からの転換を伴うものについては自然環境に配慮し、慎重に対応していきます。また、ゴルフ場の開発については、自然環境の保全や適切な県土利用を図るため、引き続き抑制していきます。
- ・低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用や環境保全の観点から、農地としての活用を基本として推進するとともに、自然的・経済的に農地としての回復が困難なものについては、周辺土地利用との調整を図りながら森林など農地以外としての活用を促進します。
- ・豊かな自然環境を有する沿岸域については、多様な生態系や豊かな水産資源、県民に開放された親水空間としての利用に配慮し、秩序ある利用を図ります。
- ・三番瀬については、長期的な視点に立ち、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して各種再生事業を推進します。

2. 良好な景観の保全・形成

- ・県内各地の美しい山並みや海岸線、田園や棚田風景等の自然景観を生かした美しい県土づくりを総合的、計画的に推進するため、千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例や同条例に基づく基本方針に沿った景観施策を推進するとともに、景観行政の主体となる市町村への支援、県民や事業者等の景観に関する関心と理解の醸成、良好な景観づくりへの参加等を促進します。
- ・良好な景観の保全・形成に資する農地・森林の保全・有効活用、景観に配慮した公共施設の整備を図ります。

3. 廃棄物・建設発生土・山砂採取跡地等への対応

(1) 廃棄物の適正処理<第3章第2節参照>

- ・ 廃棄物処理施設や最終処分場の設置に当たっては、地域住民等の十分な理解のもと、周辺環境保全に十分配慮し、安全性・信頼性を確保させます。また、廃棄物処理施設の整備について、公的関与のあり方を検討します。
- ・ 法や条例の厳格な運用により、不法投棄の未然防止を図るとともに、県、市町村、警察、県民の連携をより一層強化し、県内全域におけるきめ細かな監視活動、取締りの強化を引き続き推進します。また、行為者への厳しい撤去指導等により迅速な原状回復に努めます。

(2) 建設発生土の有効利用等<第3章第4節参照>

- ・ 産業界と国・県・市町村の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制します。
- ・ 千葉県残土条例に基づく厳格な指導と監視の強化はもとより、関係法令等の担当部局が連携を図り、これらの法令に基づく総合的な指導により埋立ての適正化を確保するとともに、県、市町村、警察、県民が連携した監視活動を行います。

(3) 山砂採取跡地等の森林回復等

- ・ 山砂採取跡地等における森林の再生・整備技術等の指針に基づき、事業者に緑化技術を普及するなど、森林の再生や整備に向けた取組を推進します。
- ・ 事業者に対して跡地利用計画の提出指導を行います。
- ・ 事業場への立入検査、巡回パトロール等の不法投棄防止対策を推進します。

第2節 環境影響評価制度の充実

◎ 現況と課題

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価するとともに、環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も聴きながら、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

本制度では、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、対象となる事業の種類・規模が定められています。

県では、昭和55年12月に「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」により環境影響評価に関する手続を定め、大規模な開発を行う事業者に対し、環境影響評価の実施を指導してきました。

その後、9年6月に「環境影響評価法」が制定され、法に基づく統一的な制度が確立されたことを踏まえ、県においても指導要綱を見直して「千葉県環境影響評価条例」を10年6月に制定し、法の施行に合わせ11年6月に施行しました。

本条例では、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業に定めるとともに、法の対象事業についても、事後調査報告書の作成や県民等の意見を聴く機会の拡充など独自の手続を追加しています。

一方、法の完全施行から10年を経て浮かび上がってきた新たな課題への対応や、環境影響評価制度の果たすべき役割の変化などを踏まえて、23年4月に法の一部が改正されました。

この法改正により、事業計画の検討段階における手続や、環境保全措置の結果の報告・公表手続などが追加されました。

また、近年は、老朽化した火力発電所設備の最新型高効率設備への更新や風力発電所の設置に伴う環境影響評価手続の迅速化のため、審査期間の短縮に努めることなども求められています。

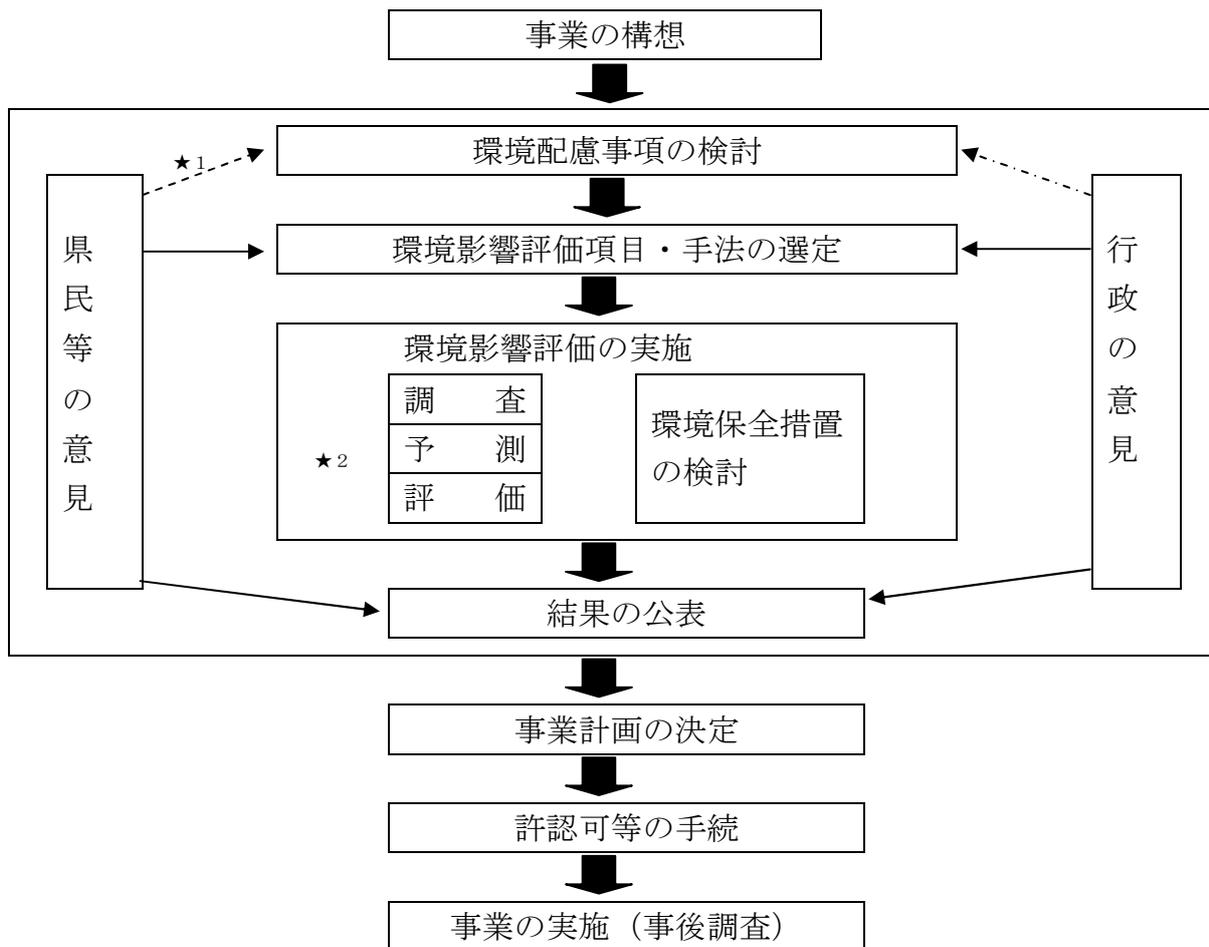
県では、環境影響評価制度等の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要となっています。

表6-1 環境影響評価の対象事業（一定規模以上のもの）

事業の種類	法	条例	事業の種類	法	条例
①道路の新設又は改築	○	○	⑪新都市基盤整備事業	○	○
②河川工事	○	○	⑫流通業務団地造成事業	○	○
③鉄道・軌道の建設・改良	○	○	⑬宅地開発事業	○	○
④飛行場・その施設の設置・変更	○	○	⑭レクリエーション施設用地造成事業		○
⑤発電用電気工作物の設置・変更	○	○	⑮工場の新設・増設		○
⑥廃棄物最終処分場の設置・変更	○	○	⑯終末処理場の新設・増設		○
⑦公有水面等の埋立て・干拓	○	○	⑰し尿処理施設の新設・増設		○
⑧土地区画整理事業	○	○	⑱廃棄物焼却等施設の新設・増設		○
⑨新住宅市街地開発事業	○	○	⑲砂利等採取事業		○
⑩工業団地造成事業	○	○	⑳土砂等の埋立て等の事業		○

注) ①から⑬は、法の対象とならない一定規模以上の事業を条例の対象としています。

表6-2 環境影響評価制度に定める基本的な手続



- ★1 地方公共団体及び県民等は、事業者が求めた場合に意見を提出することができます。
- ★2 調査・予測・評価について
 - 調査は、事業予定地やその周辺の環境の現況を、既存資料の収集や現地調査などの方法によって明らかにすることです。
 - 予測は、調査の結果を基に、事業の実施に伴う環境影響の程度を、数値計算や類似事例の引用などの方法によって明らかにすることです。
 - 評価は、調査・予測の結果や環境保全措置の内容を基に、事業の実施に伴う環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかどうかについての事業者の見解を明らかにすることです。

◎ 県の施策展開

1. 環境影響評価制度の的確な運用

- ・ 開発事業による環境への影響の回避・低減を図るため、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき、的確な調査・予測・評価の実施、環境保全措置の検討、工事着手後の調査などが確実に行われるよう運用します。
- ・ 環境影響評価の充実を図るため、審査に必要な科学的知見の集積を図るとともに、県民・事業者への情報提供を行います。
- ・ 環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、より分かりやすい環境影響評価方法書等の作成や意見提出におけるインターネットの活用に努めます。

インターネットによる情報提供

環境影響評価（「千葉県ホームページ」：www.pref.chiba.lg.jp⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「環境政策」⇒「環境影響評価」）

2. 環境影響評価に係る審査の迅速化

- ・ 老朽化した火力発電所設備の最新型高効率設備への更新や風力発電所の設置に伴う環境影響評価手続の迅速化については、地域の実情を踏まえ、従来の手続の質は維持しつつ、全国の事例等も参考にしながら審査期間の短縮に努めます。

第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実

◎ 現況と課題

(環境情報の提供)

県民や事業者などの環境問題への理解を深め、環境に配慮した自主的行動を促進していくためには、多様な情報が整理され、わかりやすく提供されることが重要です。

また、環境問題への関心が高まる中で、県民や事業者等から、廃棄物やエネルギー、化学物質など様々な環境情報の提供を求められるようになっており、正確な情報が迅速に提供されなければなりません。

県では、県のホームページや広報紙等への掲載をはじめ、環境白書の発行やパンフレット等の作成・配布などにより、様々な環境情報の提供を行っています。

しかしながら、環境については、対象となる分野が広く、多くの行政機関により施策・事業、多様な主体による取組が行われているため、情報が点在してしまいわかりづらい状況があります。このため、環境に関する情報を体系的に収集・整備し、正確な情報を迅速に、また、対象者に応じて具体的にわかりやすく提供していくことが必要です。

(調査研究体制)

環境をめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、環境の現況を的確に把握する監視・観測、環境汚染の現象とメカニズムの解明、科学的な知見に基づく将来予測、調査技術の開発等、幅広い分野における調査研究が重要です。

千葉県では「環境研究センター」を中心に、時代の要請に応えながら、大気汚染の実態把握とメカニズムの解明、航空機騒音常時監視システム開発への参画、海域・河川・湖沼の水質汚濁メカニズムの解明、地質汚染機構解明の調査手法の確立、廃棄物焼却灰溶融スラグの資源化や廃棄物の適正処理技術の調査研究、ダイオキシン類などの化学物質の環境影響の調査研究などに取り組んできました。

また、博物館等による調査研究や情報の蓄積は、県の自然環境の理解や野生動物の保護などに大きく役立てられています。

今後は、地球温暖化や生物多様性、東日本大震災以後の新たな環境問題としての環境中の放射性物質、液状化―流動化問題、さらに新たに環境基準が設定されたPM2.5などの課題に取り組むとともに、近年の複雑多様化した環境問題に適切に対応するために、大学をはじめとした外部研究機関や県の他の試験研究機関との連携強化など、調査研究体制の整備・充実が求められています。

また、環境問題に対する県民や事業者等の主体的な取組を支援するため、専門性を有する研究機関のちからを活用して、公開講座の開催や研修会等への講師派遣を行うなど、県民へ情報提供を積極的に行っていくことも重要です。

◎ 県の施策展開

1. 環境情報の提供

- ・ 県の調査測定した環境データなどの環境情報を積極的に公開します。
- ・ 各種環境情報の体系的な収集・整理体制の構築に努めるとともに、地理情報システム等も活用した環境情報のデータベース化や情報のネットワーク化を進めます。
- ・ 本県の環境の現況や環境保全に関する施策の取組状況を「千葉県環境白書」に取りまとめて公表するほか、パンフレット等の各種刊行物やホームページにより、正確でわかりやすく提供します。
- ・ 県民、市民活動団体、事業者、行政機関などの環境情報を収集し、各種メディアやホームページを活用して提供し、情報の相互活用を促進します。

インターネットによる情報提供

ちばの環境インフォメーション（「千葉県ホームページ」：
www.pref.chiba.lg.jp⇒【環境・県土づくり】→【環境】→【環境政策】→
【ちばの環境情報】）

2. 行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築

- ・ 複雑多岐にわたる環境問題に対して計画的に研究課題を設定し取り組むとともに、環境中の放射性物質に起因する環境問題や液状化―流動化問題、PM2.5などの新たな課題や重要な課題に対してはプロジェクト体制で対応するなど、調査研究の充実を図ります。なお、液状化―流動化問題については、新たな調査手法を導入し、発生メカニズムの解明に取り組むとともに、有効な情報を提供します。
- ・ 国や他の地方公共団体の研究機関、大学、民間の研究機関等や県の他の試験研究機関と共同研究を実施するなど、連携・協働して調査研究に取り組みます。
- ・ 効率的・効果的に試験研究業務を進めていくため、環境研究センターの機能強化を進めます。
- ・ 技術的研修への職員の派遣、大学等他の研究機関との交流促進などを通じ、人材の育成を図ります。
- ・ 生物多様性センターにおいて、生物多様性の保全・再生に関わる調査研究・技術開発、教育普及・現場における調査指導等を行います。

<第2章第1節参照>

3. 研究機関や博物館等のちからを活用した情報の提供等

- ・ 環境研究センターは、環境問題の専門的な研究機関の立場から、県民・市民活動団体、事業者、教育機関、市町村等との連携を深め、環境に関する情報を収集するとともに、調査研究の成果を含め、保有する情報を広く、わかりやすく提供します。

インターネットによる情報提供

千葉県環境研究センターホームページ：www.pref.chiba.lg.jp/wit

- 環境研究センターを核として、県の環境学習拠点間の連携を強化します。なお、環境研究センターに設置した学習展示施設を民間団体等の交流や環境学習指導者の育成の場として活用します。
- 生物多様性センターは、多様な主体の連携・協働の中核となって、生物多様性に関する情報を一括管理し、広く情報提供するとともに、生物多様性の保全・再生に関わる調査研究・技術開発、教育普及・現場における調査指導等を行います。＜第2章第1節参照＞
- 研究機関や博物館等を環境情報発信の拠点として活用し、活動状況を報告する広報紙の発行やインターネット等を活用した情報発信の充実により、保有する環境問題に関する情報を県民に提供します。
- 研究成果や環境問題等を県民に分かりやすく伝える公開講座を開催します。
- 市民活動団体や事業者などが開催する研修会、講習会等に講師を派遣します。
- 市町村職員等を対象とした各種技術研修を実施するなど市町村に対する技術支援を行います。
- 研究機関に、途上国からの研修生を受け入れるなど、海外との連携を深め、国際的な環境協力に貢献します。